

## DCニッセイ国内株式アクティブ

投資信託協会分類:追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1. 投資方針

- (1) 主にニッセイ国内株式マザーファンドの受益証券に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (2) TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。
- (3) 銘柄選択は幅広く企業訪問を行い、きめの細かい調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、成長性・割安度といった株価指標はもとより、企業経営を全体的に評価する形で組入候補銘柄を選択します。
- (4) 投資環境分析に基づくトップダウン・アプローチの分析結果を踏まえ、相場動向に応じて最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。成長株ファンドや割安株ファンドなどのように組入銘柄の傾向(投資スタイル)をあらかじめ限定しません。
- (5) 上記親投資信託の受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては、直接国内の株式、公社債等に投資を行う場合があります。
- (6) 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### 2. 主要投資対象

ニッセイ国内株式マザーファンド  
(マザーファンドは、国内の証券取引所(※)上場株式を主要投資対象とします。)

### 3. 主な投資制限

- (1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- (2) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (3) 外貨建資産への投資は行いません。

### 4. ベンチマーク

TOPIX(東証株価指数)

### 5. 信託設定日

2001年12月26日

### 6. 信託期間

無期限

### 7. 債還条項

- 委託会社は、信託期間中において、以下の理由により、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (1) この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
  - (2) やむを得ない事情が発生したとき

### 8. 決算日

毎年12月20日(ただし休業日の場合は翌営業日)

### 9. 信託報酬

純資産総額に対して年1.575%(税込)  
内訳:  
委託会社 年0.735%(税込)  
受託会社 年0.105%(税込)  
販売会社 年0.735%(税込)

### 10. 信託報酬以外のコスト

証券取引に伴う手数料等、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用、信託事務の諸費用(投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息)、借入金の利息は、投資信託財産中から支払います。

### 11. お申込単位

1円以上1円単位

### 12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13. お申込手数料

ありません。

### 14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15. 信託財産留保額

ありません。

### 16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等から判断して分配を行います。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

### 17. お申込不可日

証券取引所(※)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得および一部解約の申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受け付けを取り消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

## DCニッセイ国内株式アクティブ

投資信託協会分類:追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 18. 課税関係

収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対する課税はなく、非課税となります。

## 19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により投資信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

## 20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

## 21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除し

## 22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社  
(投資信託財産の運用指図等を行います。)

## 23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社  
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
(投資信託財産の保管・管理等を行います。)

## 24. 基準価額の主な変動要因等

## (1) 株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。

このような場合、ファンドの基準価額は、マザーファンドを通じて投資している株式の価格の下落に伴い値下がりすることがあります。

## (2) 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当をしますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

## (3) その他

## ① 短期金融資産運用にかかるリスク

ファンドは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等の短期金融資産で運用する場合がありますが、発行者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

## ② 債券投資リスク

## ア. 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、ファンドが実質的に組入れを行っている債券の価格は下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。

## イ. 信用リスク

債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)場合、もしくは、債務不履行に陥ると予想される場合には債券の価格は下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。

## (4) ファミリーファンド方式にかかる留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて投資資産の売買等を行う場合には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

(※) 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。